

財団法人建築保全センターの節電実行計画

平成23年 7月 1日

国土交通省節電実行計画(平成23年6月20日決定)に基づき、財団法人建築保全センター(以下「本センター」という。)が実行する節電対策に関する計画(以下「本実行計画」という。)を以下のとおり定める。

1. 基本的考え方

本センターは、良好な維持保全の実施、光熱水量・温暖化ガス排出等の削減等の技術向上に取り組んできたところであり、この経験を生かし、節電対策を実施する。

2. 実施期間

本実行計画の実施期間は、平成23年7月 1日から平成23年9月30日までとする。

3. 対象設備等

本実行計画の対象設備は、照明器具、OA機器、給茶器、給湯器等及び空調設備とする。ただし、テナントとして本センターが自ら管理できるものに限る。

4. 節電目標

3. の対象設備等について、光環境や熱環境の調節及び事務機器の運用の見直し等により、昨年(2021年)の7月から9月までの月間使用最大電力量(3,295kWh)に対して、その30%にあたる989kWh以上を抑制し、実施期間中の月間使用電力量を2,306kWhを超えないようにする。

5. 節電に係る具体的取組

(1) 照明、OA機器、その他の機器に係る節電

① 照明に係る節電(抑制電力量約330kWh/月程度(推計値))

- ・執務スペースの照明器具を1/3間引く。
- ・常時点灯している事務室の照明の消灯(昼休み)を行う。
- ・在席者のいない事務室、使用していない打合せコーナー及びトイレ等の消灯の徹底を図る。

- ② O A機器、その他の機器に係る節電(抑制電力量約490kWh/月程度(推計値))
- ・更新時期をむかえたデスクトップ型パソコンを、ノート型パソコンに変更する。
 - ・一定時間使用していない場合におけるディスプレイの自動消灯、シャットダウン等を徹底する。
 - ・プリンタ、コピー等のO A機器の使用制限等を図る。
 - ・冷蔵庫の集約化を図る。
 - ・給茶器、給湯器及びコーヒーマーカーの使用制限並びに設定温度の引き下げを行うとともに、夜間の電源を停止する。

(2) 空調(冷房及び換気)に係る節電(抑制電力量約210kWh/月程度(推計値))

- ① 施設管理者に対して、冷房中の室温は、原則28度とすることの申し入れを行う。
- ② また、空調設備は、8時30分から18時00分までの使用の申し入れを行う。
- ③ 事務室の照度に留意しつつ、ブラインドの活用を図る。
- ④ クールビズの徹底、強化する。

(3) 職員への周知

「本実行計画」は、職員に対して周知徹底を図る。

(4) 休暇の長期化の推進等

- ① 夏季休暇を活用するなどして、休暇の長期化を図る。
- ② 上記の取組にあたり、職員は、業務改善、超過勤務の縮減等による健康管理等を行い、また、管理職員は、率先して休暇の取得等に努め、職場環境の整備を図る。

6. 年間を通した節電の取組

5. の(1)の①及び②については、引き続き年間を通して行うものとし、(2)についても、冷房に準じた取組を検討し、節電を図るものとする。